

千競組第132号
令和2年9月1日

一般社団法人千葉県馬主会 会長 様

千葉県競馬組合 事務局長



要望書に関する対応について

令和2年8月27日付け要望書について、次のとおり回答いたします。

1 出走予定の船橋在きゅう馬への補償について

船橋在きゅう馬の補償額は、災害に伴う競走取り止めに準じ、編成馬1頭につき、馬主120,000円、調教師・調教師補佐・騎手・きゅう務員各10,000円です。

額の根拠は船橋在きゅう馬が投票の結果、頭数制限を受けた場合の補償額で「令和2年度船橋競馬番組（本概定）」の34ページに記載されています。騎手に関しては出走投票前で、対象者を特定できないため、在きゅう馬頭数分の手当を船橋競馬場所属騎手に均等割りいたします。

南関他場の馬については、頭数制限による支給はしないこととなっているため、補償せず、その代わり申込金1,000円/頭を返却することとします。

2 感染予防ガイドラインの更なる順守徹底について

感染予防ガイドラインの更なる順守徹底に向け、マスク着用や手指消毒、ソーシャルディスタンス確保などについて、下見所や騎手控室の運用方法変更や、きゅう舎関係者全員への注意喚起文書の発出、警備員による監視体制強化などに取り組みます。

また、専門業者による場内消毒や、自動体温測定器の導入なども実施します。

3 南関4場の共通ルールについて

南関東4場で感染者及びその家族、濃厚接触者の取扱いについて、早急に統一した基準の申し合わせを行う予定です。

しかし開催中止については、その時期（開催前、開催中）や各場の状況により基準の設定は困難と考えます。できるだけ取りやめとならぬよう4場協力していく所存です。

4 今回の川崎競馬への出走について

第7回川崎競馬については、川崎競馬主催者と協議した結果、令和2年8月31日からの出走が認められました。

また、第6回船橋競馬に出走予定であった馬も含め、直近の大井競馬や次回の川崎競馬における出走機会の確保に向けて、主催者と協議を続けているところです。